

## 法人文書部分開示決定通知書

殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

|  |  |
|--|--|
| 開示しない部分及び一部を開示しない理由  |  |
| 開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別   | 1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる<br>2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない<br>実施できない理由：           |
| 求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額   | 予想される開示実施手数料の額 円   |
| 法人において開示を実施できる日時及び場所<br><br>別添「開示の実施方法の申出書(別紙様式8)」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。 | 1) 年 月 日 ( ) 時 分<br>2) 年 月 日 ( ) 時 分<br>3) 年 月 日 ( ) 時 分<br>場所：<br>住所： |
| 写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額                                      | 準備に要する日数 日間<br>郵送料の額 円   |

- \* 1 不明な点がある場合には、総務課 (TEL: 046-858-1511) にご連絡ください。
- \* 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書(別紙様式8)」に記入のうえ、総務課まで提出してください。なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、「開示の実施方法の申出書(別紙様式8)」を改めて提出する必要はありません。
- \* 3 開示実施手数料は情報公開窓口で納入するか、別に指定する方法により納付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- \* 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申出書(別紙様式10)」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書(別紙様式8)」と共に提出願います。